

仕 様 書

件 名	燃料地下タンク及び埋設管の漏洩点検、並びに清掃	仕様書番号	需-2
		作成年月日	令和7年5月23日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊補給科
		階級氏名	1等陸曹 松村 靖

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「燃料地下タンク及び埋設管の漏洩点検、並びに清掃」について適用する。

2 実施場所

福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

3 概要

- (1) 燃料地下タンク（軽油・鋼製一重殻タンク・20KL×2基）及び埋設管の漏洩点検
- (2) 燃料地下タンク（軽油・鋼製一重殻タンク・30KL×1基）及び埋設管の漏洩点検
- (3) 燃料地下タンク（灯油・鋼製一重殻タンク・20KL×1基）及び埋設管の漏洩点検
- (4) 燃料地下タンク（ガソリン・鋼製一重殻タンク・10KL×1基）及び埋設管の漏洩点検
- (5) 各燃料地下タンクの清掃

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、関係各法規に基づき実施する。また、本仕様書に明記なくとも、技術上当然実施すべき事項にあっては請負者の負担において実施するものとする。
- (2) 請負者は契約後速やかに工程表を提出し、係官の承認を受けるものとする。
- (3) 本役務の写真是カメラ（カラー）またはデジタルカメラを使用し、作業前・作業中（各工程）・完了後・使用材料等、係官の指示する箇所を撮影し、工所用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ係官に1部提出すること。
- (4) 役務の実施にあたっては安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに、当駐屯地所規則を遵守するものとする。万一事故等が発生した場合は係官に報告するとともに、請負者の負担において速やかに原状復旧すること。
- (5) 本仕様書及び作業実施にあたり疑義を生じた場合は、係官と協議のうえ指示に従うこと。

4 特記事項

- (1) 点検方法は微加圧検査又は、加圧検査とし点検箇所に適した方法で実施すること。
- (2) 地下タンクの清掃については、内部清掃又は、循環式清掃で実施すること。
- (3) タンク内において使用する器材（照明器具・送風機等）は、全て防火管理上安全なものとし、使用の際は衝撃・転倒により火花が発生しないよう十分注意すること。
- (4) 関係官公庁その他関係機関への必要な手続き等は、請負者の責任の元遅延なく行うこと。
- (5) 漏洩点検終了後、作業及び点検報告書を係官に2部提出すること。
- (6) 検査及び清掃は令和8年2月1日～2月28日の間に実施するものとし、細部日程については事前に係官と調整のうえ決定すること。



駐屯地案内図 S=1/50,000



駐屯地配置図 S=1/5,000